

1058号建物照明設備改修工事

工事件名	1058号建物照明設備改修工事	図面番号	1 / 5
図面名称	表紙	縮尺	—
陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊 管理科			

(許可なく複製を禁ずる。)

工 事 仕 様 書

- 1 工事件名 1058号建物照明設備改修工事

2 工事場所 新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊新発田駐屯地

3 工事期間 契約日から令和9年3月31日（水）

4 工事概要 照明器具のLED化改修 計49台

5 一般事項

(1) 本仕様書は、陸上自衛隊新発田駐屯地で実施する「1058号建物照明設備改修工事」について必要な事項を規定する。

(2) 本工事は、本仕様書及び図面によるほか、「国土交通省営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」並びに関係諸法令による。

(3) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、すべて監督官及び契約担当官と協議し、その指示に従うこと。

(4) 設計図書に示された機能及び目的を完全に満たし、実施に当たって当然必要な事項は、官側の指示を受け、受注者の責任において実施すること。

(5) 現場の納まり及び取り合わせ等により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し、その指示により実施すること。ただし、原則として契約金額の増減、納期の延長はしない。

(6) 受注者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係諸法令に従い本工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び工事に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等の事故防止に努めること。
なお、工事災害等は受注者が自らその責を負うこと。

(7) 工事実施に関して、隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合及び施設等に損害を与えた場合は受注者の責任において復旧及び補償すること。

(8) 本工事の作業時間は平日08：30～17：00までとする。平日時間外、土曜日、日曜日及び祝日は原則作業不能日とするが、監督官及び特記事項により指示があった場合は、その指示に従うこと。

(9) 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」その他関係法令等を遵守して適正な処理をし、その結果（マニフェストの写し等）を契約工期内に提出すること。また、金属類の有価物発生材は、運搬及び処分できる大きさに切断し、監督官の指示する場所に整理集積し、発生材調書を添えて引き渡すものとする。
- (10) 工事実施期間中は、既存施設及び物品を汚損しないよう適切に養生をすること。また、工事完成後は、通路及び工事部分の清掃を実施し工事現場の後片付け及び清掃を実施した後に完成検査を受けること。

(11) 敷地内における工事関係車両通行ルートの安全対策は、受注者の責任において十分管理し、通行ルート及び工事施工場所周辺の道路等の飛散物による粉塵防止のため清掃を行うこと。

(12) 使用材料は、各種公共工事標準仕様書に示す規格に適合したもの及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を標準とし、現場に搬入後、監督官の検査を受け合格したものを使用すること。

(13) 仮設材料以外の材料はすべて新品とし、JIS規格等の適用品とする。これらの適用品以外の物については、監督官と協議すること。

(14) 工事写真は、施工前、施工中、施工後、隠蔽となる箇所、主要な工事段階の実施状況、使用材料、その他監督官の指示により計測等を実施した箇所の写真を撮影し、また、工事完成後は、国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事写真撮影要領」を参考に整理し、完成検査前に提出すること。

(15) 本工事に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し、提出すること。

(16) 受注者は、工事入門に際し駐屯地の規則及び監督官の指示を遵守するものとし、指定された場所以外への立入りを禁止する。また、本工事実施によって知り得た内容を漏洩してはならず、本仕様書等は、工事関係者以外の複製を禁ずる。

(17) 本工事において、外国人建設就労者を工事に従事させる場合は、監督官により指示された書類を従事開始予定の1ヵ月までに提出の上、承認を得た後に工事に従事させること。

(18) 工事に使用する電気及び水等は受注者にて準備すること。やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、受注者の負担によりメーターを設置する。ただし、検査、試運転等の施工上当然必要となるものについてはその限りでない。

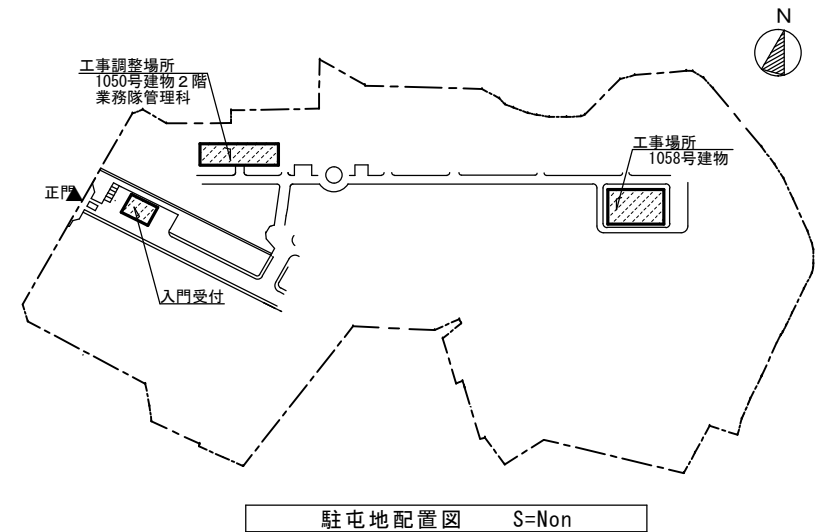
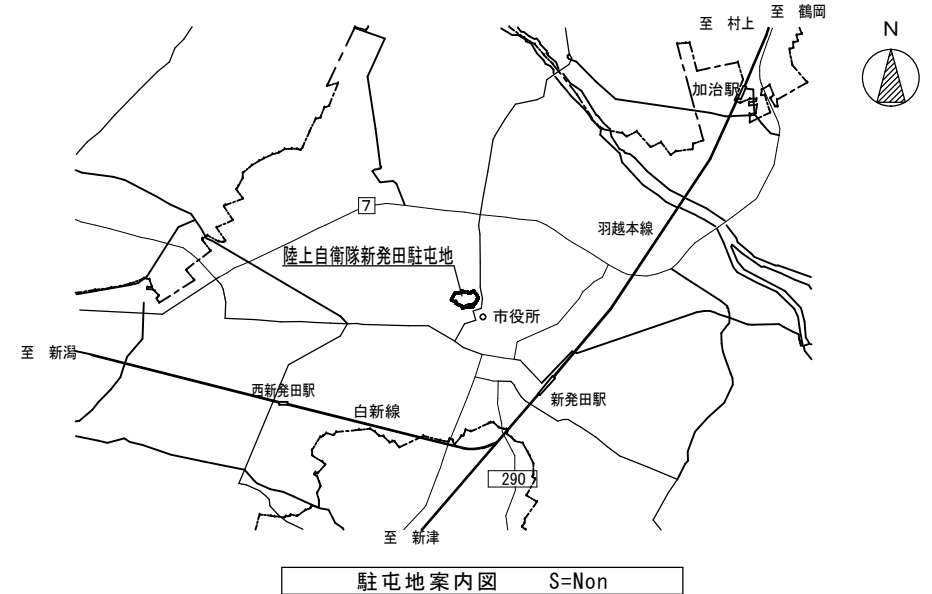
工事件名	1058号建物照明設備改修工事	図面番号	2 / 5
図面名称	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊 管理科			

（許可なく複製を禁ずる。）

6 特記事項

(1) 管理事項

- ア 着工前の石綿含有調査を実施するにあたり、既存施設の設計図書等が必要な場合は、監督官に申し出ること。
- イ 本工事建物は、隊員が使用する食堂厨房であり、工事に伴う粉塵、衛生管理に注意すること。
- ウ 本工事は、隊員の食事提供に影響するため、令和8年12月21日（月）～令和9年1月8日（金）の間で実施すること。細部は監督官との調整による。
- エ 監督官と調整した計画工程表を工事開始1ヵ月前までに監督官に提出すること。
- オ 工事に際し、停電が必要な場合は必要最小限の範囲及び時間となるよう事前に監督官と協議し、その指示に従うこと。
- カ 本仕様書に記載の製造者及び型式（型番）は参考のものであり、製品を特定するものではない。
- キ 各工程における仕様は本仕様書、標準仕様書、各製造会社の仕様に基づき施工すること。
- ク 本工事に起因する不具合が発見された場合は、監督官からの連絡の後に速やかに補償、修繕を実施すること。
- (2) 電気設備工事
- ア 新設照明器具が既設照明器具との取付寸法が異なる場合は、受注者の負担において天井ボードの切込み及び開口補強を行うこと。
- イ 照明器具は本体及びライトバーの撤去・新設とし、配線は既存再使用とする。
また、結線に必要な電線、圧着端子等雑材料は受注者の負担とする。
- ウ 照明器具の取付及び配線完了後、施工全数について絶縁抵抗測定、照度測定、点灯試験を実施し、その結果を監督官に2部提出すること。



工事件名	1058号建物照明設備改修工事	図面番号	3 / 5
図面名称	仕様書、駐屯地案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊 管理科			

(許可なく複製を禁ずる。)

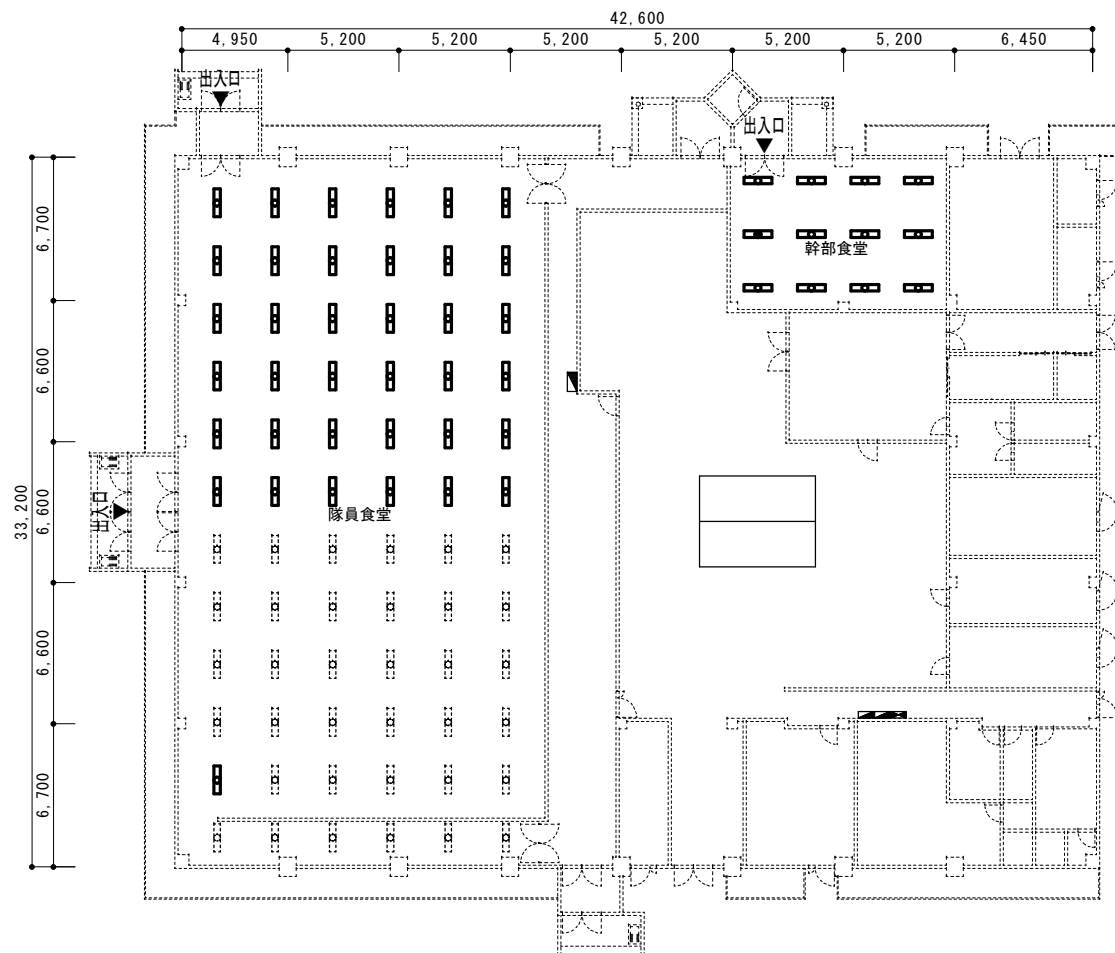
照明器具一覧表

器具名称					室 名																											
図記号	既設器具型式	新設器具型式	新設器具仕様	取 付	風除室①	風除室②	風除室③	風除室④	風除室⑤	隊員食堂	幹部食堂	配食所	食器返却所	厨房	揚物所	下処理室	食器洗浄室	運搬食交付所	便所（男）	脱衣・シャワ-室（男）	更衣室（男）	便所（女）	脱衣・シャワ-室（女）	更衣室（女）	廊下	予冷庫	冷蔵庫	冷凍庫	野菜庫	通路	屋外照明	合 計
	FR-42540	LEKR430523N-LS9	FLR40W×2灯相当	天井埋込 (1,250*300)						37																						37
	FR-42472NK	LEKR430403N-LS9	FLR40W×2灯相当	天井埋込 (1,250*300)							11																					11
	FRS-42474NK	LEKRJ430404N-LS9	FLR40W×2灯相当 非常照明	天井埋込 (1,250*300)							1																					1
合 計										37	12																					49

工事件名	1058号建物照明設備改修工事	図面番号	4 / 5
図面名称	照明器具一覧表	縮 尺	図 示
陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊 管理科			

（許可なく複製を禁ずる。）

隊員食堂	CH=3,000
撤去 東芝 FR-42540	37
新設 東芝 LEKR430523N-LS9	37



幹部食堂	CH=3,000
撤去 東芝 FR-42472NK	11
東芝 FRS-42472NK	1
新設 東芝 LEKR430403N-LS9	11
東芝 LEKRJ430404N-LS9	1

1058号建物照明器具配置図 S=1/200

工事件名	1058号建物照明設備改修工事	図面番号	5 / 5
図面名称	照明器具配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊 管理科			

(許可なく複製を禁ずる。)